

大田区防災会議の開催について

1 概要

大田区防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき、地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議するため設置する。関係する行政機関や公共機関、公共団体等から指名した委員により構成されている。

2 開催日時

令和4年2月4日（金）午後2時から午後3時まで

3 開催場所

大田区役所本庁舎 11階 第5・第6委員会室（連室）

4 議題

- （1）大田区地域防災計画の修正について
- （2）個別避難計画の作成について

5 参加者

- ア 大田区防災会議委員 54名（大田区長、両副区長、教育長を除く）
- イ 大田区長、両副区長、教育長 4名
- ウ 大田区災害対策本部各部長 13名

大 田 区 防 災 会 議 委 員 名 簿

別紙1

会 長 大 田 区 長

令和4年1月18日時点

委嘱区分	No.	所 属・役 職 名
区議会議員	1	防災安全対策特別委員会委員長
	2	防災安全対策特別委員会副委員長
指定地方 行政機関	3	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長
	4	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 田園調布出張所長
	5	国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 東京国際空港長
	6	海上保安庁 東京海上保安部次長
陸上自衛隊	7	第1普通科連隊 第1中隊長
東 京 都	8	建設局第二建設事務所長
	9	港湾局東京港建設事務所高潮対策センター所長
	10	交通局大門駅務管区管区長
	11	水道局南部支所長
	12	下水道局南部下水道事務所長
	13	第二方面本部長
	14	大森警察署長
	15	田園調布警察署長
警 視 庁	16	蒲田警察署長
	17	池上警察署長
	18	東京空港警察署長
	19	東京湾岸警察署長
区の職員	20	副区長
	21	副区長
教育委員会	22	教育長
東京消防庁	23	第二消防方面本部長
	24	大森消防署長
	25	田園調布消防署長
	26	蒲田消防署長
	27	矢口消防署長
消防団長	28	大森消防団長
	29	田園調布消防団長
	30	蒲田消防団長
	31	矢口消防団長
指定(地方) 公共機関	32	日本郵便株式会社 蒲田郵便局長
	33	東日本旅客鉄道株式会社 蒲田駅長
	34	東日本電信電話株式会社 東京南支店長
	35	日本赤十字社 東京都支部大田区地区長
	36	首都高速道路株式会社 東京東局土木保全部長
	37	東京電力パワーグリッド株式会社 品川支社長
	38	東京ガス株式会社 中央導管事業部 中央計画推進部長
	39	京浜急行バス株式会社 羽田営業所所長
指定地方 公共機関	40	東急電鉄株式会社 運輸部 蒲田駅長
	41	京浜急行電鉄株式会社 安全推進部課長
	42	東京モノレール株式会社 総務部管理課長
	43	一般社団法人東京都トラック協会 大田支部長
	44	一般社団法人大森医師会長
	45	一般社団法人田園調布医師会長
	46	一般社団法人蒲田医師会長
	47	公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会長
公共的団体	48	大田区自治会連合会 会長
	49	大田区自治会連合会 副会長
	50	大田区自治会連合会 副会長
	51	大田建設協会 会長
	52	大田造園協会 会長
その他区長 が必要と認 めるもの	53	大田区男女共同参画推進区民会議委員
	54	大田区助産師会
	55	大田区自立支援協議会 (防災・あんしん部会 部会長)
	56	大田区婦人団体連合会 会長
	57	大田区商店街連合会女性部 部長
	58	元矢口消防署長

1 区民意見公募手続（パブリックコメント）概要

- (1) 実施期間**
令和3年10月28日から令和3年11月25日まで
- (2) 実施結果**
提出者数 10名 提出件数 46件
- (3) 対応内訳**

ア 計画に反映	4件
イ 今後の取組に反映	31件
ウ 現状の説明等	11件

2 パブリックコメント等に基づく主な修正内容

- (1) 地域における防災意識のさらなる向上（パブリックコメント・東京都意見）**
「防災リーダーの教育・育成」の項目に、「東京都主催の各種講習（講演）会等も活用の上、女性の防災人材の育成を図る。」を追記。
また、多様性に配慮する対象の例示を「女性」のみとしていたものに具体的な例示を加えることとし、「女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等の多様な～」に修正。
- (2) 都市防災力の向上（パブリックコメント・区）**
「エレベーター対策」について、令和3年8月6日付け国住指第1313号「建築物防災週間における防災対策の推進について（令和3年度秋季）」に記載の「エレベーター内に簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネット設置」を推進する内容を踏まえ、「災害時の閉じ込めに備えた対策」を追記。
また、令和3年10月に改訂された「大田区耐震化改修計画」との整合性を確保。
- (3) 災害時医療体制（区）**
大森地区の緊急医療救護所として指定されていた安田病院の閉院、牧田総合病院の移転に伴い、入新井第一小学校を軽症者救護所として新たに指定。また、備蓄薬局についても令和4年4月より一部変更となるため修正。
- (4) 要配慮者対策（パブリックコメント）**
地域にはさまざまな方が暮らしており、配慮が必要であることを明示するため、要配慮者の定義の箇所に「地域にはさまざまな方が暮らしており、日頃の備えや発災時の避難誘導、避難生活において、各特性に合った支援や配慮を要する。」を追記。
- (5) 物流及び受援体制（東京都意見）**
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部との間に締結している「災害時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定」の「貯蔵水」について、実態（＝ほとんどが浴槽水）を確認し、使用用途の記載を飲料水→生活用水に修正。
- (6) 風水害対策（東京都意見）**
風水害編の「情報収集」の項目に水位周知河川（令和元年度に呑川・丸子川が指定）、水位周知海岸（令和2年度に指定）及びダム情報に関する記載を追記。

3 その他のパブリックコメントへの対応（抜粋）※一覧は参考資料参照

No.	意見の要旨	区の考え方
1	要配慮者対策における現場の意見を反映させるため、防災会議委員に当事者を選任すべきである。	防災会議委員には、区長の推薦により当事者である各種団体にも参画いただいている。
2	地域防災計画の修正に当たり、説明会を実施すべきであったと考える。	次回の修正時以降、感染症の状況等も踏まえて適切な対応を取れるよう検討してまいります。
3	避難所に設置する要配慮者スペースに関し、個別のニーズに応えられるようにしてほしい。	要配慮者スペースは、一般のスペースでは過ごすことのできない要配慮者が安心して避難生活を送るために開設する。要配慮者が避難所生活を可能な限りストレスなく送れるよう引き続き検討する。
4	個別避難計画の作成について、積極的な取組に期待する。	個別避難計画は、国の指針によれば「令和3年改正法施行後からおおむね5年程度で優先度が高い方の計画作成が完了するように」とされている。「優先度が高い方」、つまり災害時に甚大な被害を被る危険性が高い方については、国の指針に則り区で現在検討を進めており、おおむね令和6年度中までを目途に作成していく予定である。
5	水害時緊急避難場所内要配慮者スペースの受け入れ訓練を実施すること。	昨年度、大田区総合防災訓練や学校防災活動拠点訓練の中で要配慮者スペースの開設訓練も併せて実施した。今後も学校防災活動拠点においてさらなる実施を進めるよう地域と連携する。
6	感染症に配慮した避難所のあり方や受入可能人数等をきちんと想定の上訓練を行うべき。	「避難所における感染症対策標準マニュアル（令和2年7月作成）」をもとに、各避難所にて感染症対策を踏まえた避難所の運営体制の整備や物品配備を進めている。今後は、さらなる訓練の実施を進め、運営体制の強化を図る。
7	避難所運営がメインとなる学校防災活動拠点だけでなく、それを包括する組織として「地域防災委員会（仮名）」を位置づけ、避難所だけでなく地域全体をカバーする防災対策の推進を提案する。	地域全体を包括する防災活動を担う組織としては、学校防災活動拠点組織内の地域活動班や、防災市民組織等の役割として位置づけている。但し、在宅避難者への支援物資の配布体制づくりについては、区としても大きな課題として認識している。今ある組織を活かしながら、地域防災の組織力を強化するための仕組みづくりについて、引き続き検討する。
8	要配慮者向けのマイ・タイムライン講習会等の取組を、障害者団体等と連携を図りながら進めてほしい。	今年度は要配慮者及びその関係者に加え、ケアマネジャー等の支援者も対象として実施し、当事者だけでなく地域で避難行動計画について考える機会を増やした。今後は関係団体との連携についても検討を進めていく。

個別避難計画の作成について

1 全体方針

(1) 作成の目的

災害時に自力で避難ができない要配慮者(避難行動要支援者)について、「個別避難計画」の作成をする中で、避難行動要支援者の状況を把握し、避難先や支援者を確保していくことで、避難の実効性を高めていく。

(2) 作成方針

計画作成の優先度が高い(災害時に危険度の高い)方から順次作成を進める。

ア 優先度をふまえた計画づくり

- 区が優先的に支援する計画をおおむね令和6年度中までを目途に作成していく。
- 併せて、「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを支援する。

作成パターン	対象者	目標
区が優先的に支援する計画	計画作成の優先度(※)が高いと判断する者	令和6年度中までを目途に作成していく。
本人・地域記入の計画	上記以外	避難行動要支援者全員に対し、作成を支援する。

※ 優先度について

- 区では、計画作成の優先度について、以下の点を判断材料とする。
- ① 地域におけるハザードの状況
 - ・浸水深 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・土砂災害警戒区域
 - ② 当事者本人の心身の状況等
 - ・要介護度 ・障害等級 ・サービスの受給状況 ・医療的ケアの必要性等
 - ③ 当事者本人の居住実態等
 - ・独居及び老老世帯 ・低層階居住者 ・支援者の有無 等
- 左記の点で、優先度の高い方から順に、第一次対象者、第二次対象者、第三次対象者とする。

※区が優先的に支援する計画について

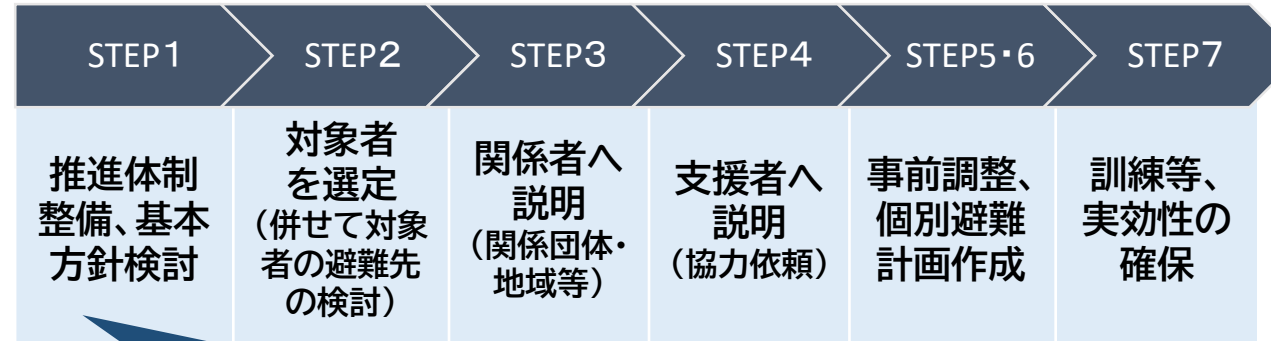
- 避難行動要支援者(約18,000人)のうち、主に風水害においてリスクの高い方から作成を進める。
- 令和6年度までに、第1次対象者、第2次対象者、第3次対象者の計画を作成する。
- 関係者や支援者と協議しながら、対象者の選定や作成支援を進める。

イ 実効性のある計画づくり

- 要配慮者・支援者の理解を得ながら、連携して作成を進める。
 - 計画の作成と並行して「避難先」と「避難支援等実施者」を確保する。
 - 庁内外関係者による連絡会議(仮称)を立ち上げる。
- ※メンバーは、自治会・町会、民生委員児童委員、当事者団体、支援事業者等を想定

2 作成の進め方

国の方針を踏まえ、以下のSTEPを繰り返しながら進める。



● STEP1で実施すること(対象者の避難対策の検討)

1. 対象者検討	対象者の範囲、優先度の検討
2. 避難先検討	●避難先の確保 ●福祉避難所及び要配慮者スペースの運営体制整備
3. 移送支援検討	公助・共助の移送支援の仕組みづくり
4. 体制検討	避難対策及び計画作成を推進するための体制の検討

● 計画作成のスケジュール

	4年度	5年度	6年度
区が優先的に支援する計画	第一次対象者 作成	第二次対象者 作成	第三次対象者 作成
本人・地域記入の計画	作成方法の検討、作成支援(関係者・支援者と協議)		